

燕市イキイキまちづくり事業助成金 について

※このチラシの内容は令和6年2月時点の見込であり、今後変更となる場合があります。

1 事業の申請区分

団体の皆さんが自主的に行い、不特定多数の人の利益の増進につながることを目的とするさまざまな分野の事業が対象となります。

まずはイキイキまちづくり団体としてご登録ください

どちらの団体ですか？	自治会 または まちづくり協議会	イキイキまちづくり団体として登録された団体 (自治会・まちづくり協議会を除く)	
	↓ ①の申請区分です	↓ ②または③の申請区分です	↓
申請区分	① まちづくり コミュニティ事業	② まちづくり チャレンジ事業	③ まちづくり ステップアップ事業
対象となる事業の内容 (注1)	団体が地域の課題を自ら解決するために実施する事業 など	団体の行う新規事業や既存事業 など	団体の行う新規事業や拡充した事業 など
助成回数	1事業につき1回 年度内で何度でも	1年度1回、1団体3回まで、 団体登録初年度から 5年以内(注2)	1年度1回
助成額の上限	15万円	10万円	30万円
補助率	対象経費の 10分の9以内	対象経費の 全額	対象経費の 5分の4以内
審査方法	書類審査		
審査結果 (得点率)と 助成率	得点率 70%以上 得点率 50%以上70%未満 得点率 50%未満	▶ 助成率 100% ▶ 助成率 80% ▶ 助成率 0%	

(注1) 以下の4つの条件をすべて満たす必要があります。

- ・公益の増進に寄与することを目的とすること
- ・営利を目的としないこと
- ・政治又は宗教を主たる目的としないこと
- ・公共の利益を害する行為をする恐れがないこと

(注2) 特例として、令和5年度より前に登録した団体も、令和9年度まで助成を受けることができます。

2 対象経費

助成金の交付対象となる経費は、4月1日以降の事業実施に必要な経費となります。

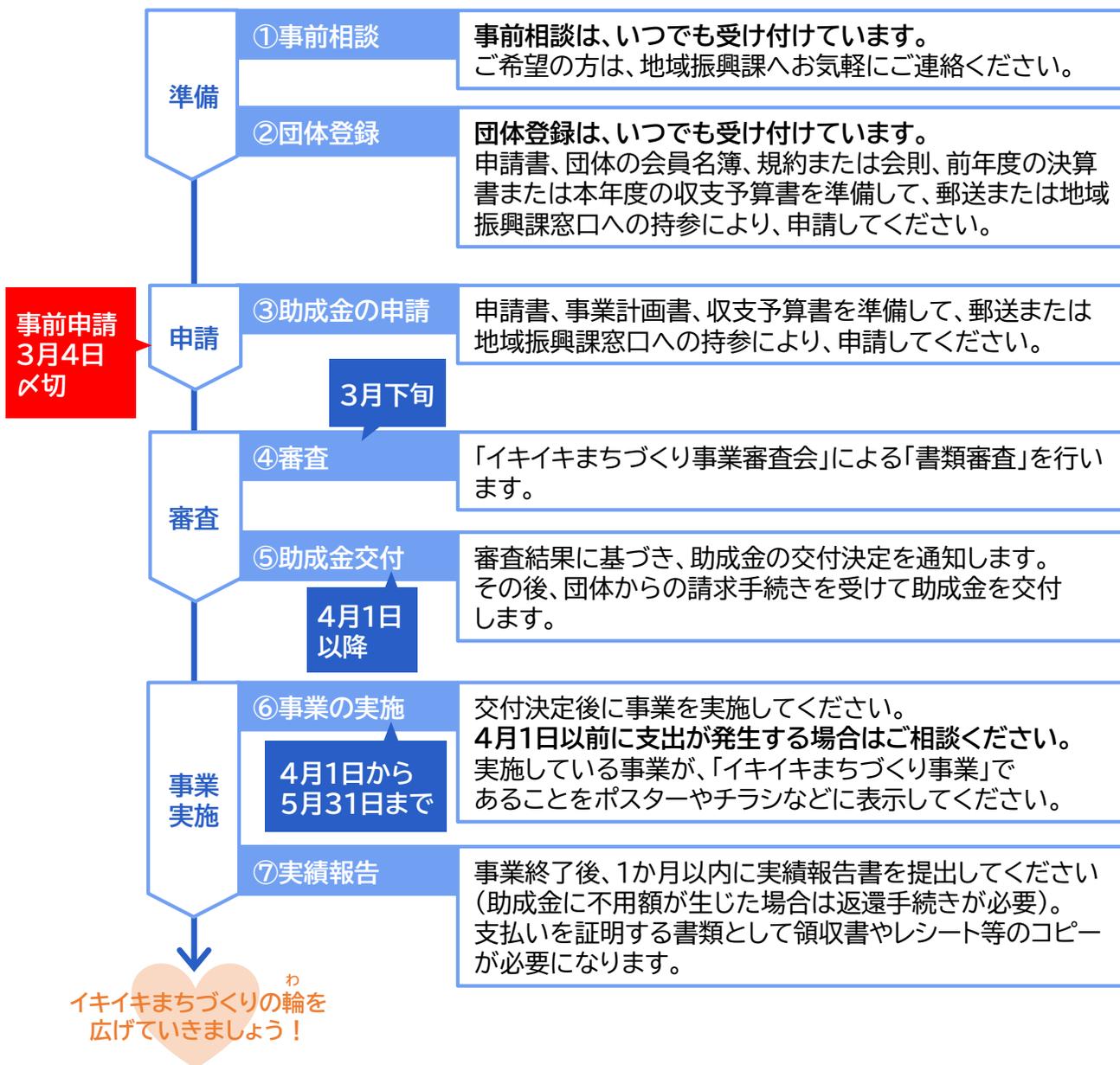
事業に直接必要とならない経費などは、対象経費となりません。

区分	○ 対象となる経費例	× 対象とならない経費例
報償費	○ 講師への謝金、調査・研究への報償など	× 団体会員への謝礼、手間代
旅費	○ 交通費、通行料など	× 参加者への日当
需用費	○ 図書費、文房具類購入費、印刷製本費など	× 事業に直接必要とならない経費（団体運営に係る事務所の賃借料や水道光熱費など）、 備品の購入 など
役務費	○ 郵便料、通信料、保険料など	
委託料	○ 警備委託料、会場設営委託料など	
使用料	○ 会場使用料、レンタル機器など	
その他	○ 市長が必要と認める経費	× 団体会員の弁当代、懇親会費

※他の機関などから補助金等を受けたり、料金を徴収して行う事業については、総事業費からそれらの額を差し引きます。

3 事前申請の流れ

こちらは令和6年4月・5月に実施する事業で助成金を申請する場合のスケジュールです。



4 審査基準について

「イキイキまちづくり事業審査会」が申請内容を審査します

助成金の交付決定のための審査は、公平・公正・透明であることが重要です。適正かつ客観的に審査するため、審査会を設置して審査を行います。

項目	審査内容
新規性・拡充性	新規事業または拡充性が認められる事業か
社会貢献性	当該地域からのニーズや公益性が高い事業か
独創性	創意工夫のある事業か
継続性・発展性	・今後様々な事業に広がる可能性があるか ・事業を発展させようとする意欲や工夫があるか
経費の適正性	事業の規模や内容に見合った予算規模・費目か

5 対象事業の例

令和5年度の助成例です。これ以外の分野でも申請できます。

